

令和2年度 SNSを活用した高松魅力発信キャンペーン事業業務委託 提案公募要領

1 目的

感染防止と社会経済活動の両立に配慮した、新型コロナウイルスと共存するこの時代における本市独自の観光振興策として、まずは県内や周辺地域などの主に国内観光客を対象に、市内観光促進による観光需要喚起と、本市の魅力を広くSNSを通じて発信することにより、収束期に向けての誘客効果をも狙った「SNSを活用した高松魅力発信キャンペーン」を実施するもの。

お得に市内観光等を楽しんでいただける、国の「GoToキャンペーン」事業と実施時期を重ねることで、相乗効果を図るほか、より多くの方に本市の魅力を発信して頂く動機付けのため、コンテスト形式を採用する。

また、本キャンペーンを通じ、本市在住の若い世代を始め、キャンペーン参加者がSNS投稿を行う過程で、本市の魅力を発見/再発見することで、シビックプライドを醸成し、将来的な定住人口の増加に繋がることを狙う。

2 業務概要

(1) 業務名

SNSを活用した高松魅力発信キャンペーン事業委託業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和3年3月31日（水）

(4) 事業規模額

¥5,000,000-（消費税及び地方消費税を含む。）

（なお、この金額は上限額であり、見積時の予定価格を示すものではない。また、最終的な実施内容、契約金額については、市と調整した上で決定することとする。）

(5) キャンペーン実施時期（想定）

令和2年8月1日（土）～令和3年2月28日（日）

※国の「GoToキャンペーン」等の実施状況等により、開始時期が変更になる可能性有。

※コンテストの具体的なスキームづくり、キャンペーンで活用する宣伝広報媒体の制作、宣伝広報媒体を活用したキャンペーンの対外的な周知については、同時並行で行うことを想定している。

※コンテストの優秀作品の選定、受賞者に対する賞品の発送は期間中に何回か分けて行うことも可とする。

3 参加資格

本提案公募の参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 本手続きへの参加表明書の提出日現在で、本市物品等入札参加資格者名簿に登載されており、高松市内に本社・本店を有している法人等（市内企業）又は支社・支店等を有している法人等（準市内企業）であること。

市内企業、準市内企業、市外企業の定義は次のとおりとする。

市内企業	法人にあつては主たる事務所の所在地が高松市内である法人で、地方税法第317条の2第8項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものをいう。
準市内企業	法人にあつては主たる事務所の所在地が高松市外である法人で、従たる事務所の所在地が高松市内で、契約の締結等の権限を当該事務所に委任し、かつ、地方税法第317条の2第8項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものをいう。
市外企業	市内企業、準市内企業のいずれにも該当しない者

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 公告の日から契約締結の日までの期間に、高松市が発注する契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 本手続きへの参加を希望する書類（以下「参加表明書」という。）の提出の時点において、国・都道府県・市町村税の滞納がないこと。

4 参加表明書等の提出等

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 国・都道府県・市町村税の滞納がないということが証明できるもの（滞納がない旨の証明書又は納税証明書。写し可。但し、1か月以内に発行されたものに限る。）※市町村税の納税が複数ある場合は、高松市内のみで可。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

本要領に基づく企画提案書の提出を希望する事業者は、(5)の提出場所に持参するか、郵送（配達記録が残る方法に限る。）により参加表明書を提出すること。

(4) 提出期限

令和2年7月3日（金）午後5時まで（ただし、受付時間は、祝日を除く平日の午前8時30分～午後5時までとする。）

郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理する。

なお、提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び企画提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出することはできない。

(5) 提出場所

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市観光交流課

FAX (087) 839-2440

メールアドレス kankou@city.takamatsu.lg.jp

5 質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間及び方法

本要領に基づく企画提案に関する質問がある場合は、令和2年7月3日（金）午後5時までに4(5)に持参するか、メール、郵送又はFAXにより送信すること。

(様式第3号)

なお、質問は、参加表明書、企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

(2) 回答方法

受け付けた質問については、7月7日（火）を目途に、辞退届提出者を除く参加表明書提出者に対してFAX又は電子メールで行う。なお、質問と回答の内容に関しては、高松市創造都市推進局文化・観光・スポーツ部観光交流課観光ホームページに掲載することとし、掲示の期間は、企画提案書等の提出期限までとする。

(3) 次のような質問に対しては回答しない。

ア 「応募要領」に対する質問者の明らかな誤読

イ 「応募要領」に対する質問者の個人的な意見

ウ 質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの

エ 「応募要領」に対する質問であっても、自ら判断又は調査すべきもの

オ 本事業に関係しないもの

- カ 電話、口頭等による質問
- キ 受付期間以外の質問
- ク 回答時点で参加表明者でない者による質問

6 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

企画提案書の提出者として選定された者は、次の書類を(3)の提出場所に直接持参(午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間：市役所閉庁日を除く。)すること。

ア 企画提案書

(ア) 提案内容

仕様書に示した業務内容についての提案内容を記載した企画提案書を提出すること。提案書には実施内容、スケジュール、実施体制、経費等を記入すること。

(イ) 部数 9部(原本1部は社名入り、写し8部は無記名とする。)

(ウ) 留意事項

- ・提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は、一切認めない。
- ・プレゼンテーションの際にプロジェクター等を使用する場合は、企画提案書等の提出と併せて事務局まで連絡すること。

(エ) 企画提案書の書式等

- ・原則として、A4判の用紙を用いること。ただし、必要に応じてA3判の用紙を挿入することも可とする。
- ・両面印刷で15枚以内(表紙、目次はページ数に含めない)とする。
- ・記述はできるだけ平易な表現(図表等を含む)とすること。
- ・文字サイズは10.5ポイント以上を基本とする。
- ・使用言語、通貨及び単位は、日本語及び日本国通貨を使用すること。
- ・記号・略称を使用する場合は、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、審査の結果に影響を及ぼす可能性がある。

イ 見積書及び見積内訳書(様式自由)

(ア) 内容

見積書には、住所、会社名、代表者氏名、代表者印、見積年月日、見積金額及び積算内訳等を正確に記入し、訂正した場合には、その箇所に必ず押印すること。(金額は訂正不可)また、内訳書(様式は自由)を添付し、具体的な項目、仕様、数量、金額等が分かるようにすること。具体的な内容が不明なもの、明らかに経費対象とならないものが含まれる場合は、再提出を求め

ることがある。消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者の表示を
すること。

(イ) 部数 9部 (原本1部は住所、会社名、代表者氏名入り、写し8部は無記
名とする。) ※原本には押印をすること。

(ウ) 留意事項

・見積書には、見積年月日、件名及び見積金額等を正確に記入し、訂正した
場合には、その箇所に必ず押印すること。

・消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者の表示をすること。

ウ 業務実績書 (様式第5号)

(ア) 書式 A4版

(イ) 部数 1部

(2) 提出期限

令和2年7月17日 (金) 午後5時

(3) 提出場所

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市観光交流課

7 プレゼンテーション

選考に当たっては、プレゼンテーションを実施する。

(1) 実施日時 令和2年7月20日 (月)

詳細については、参加者宛に別途通知する。(参加表明書提出期限以後)

(2) 所要時間 約30分 (企画提案書説明20分、ヒアリング10分)

(3) 順番 参加表明書の提出順とする。

8 委託先の選定及び評価基準等について

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について評価を行い、最も評価
の高い事業者を選定し、委託先として契約を締結する。

評価基準は以下のとおり。

(1)趣旨の理解	本事業の目的を理解できているか。(10点)
	提案内容が具体的で説得力があり、キャンペーン実施の成果が期待できるものであるか。(20点)

(2)企画力	キャンペーンを周知する手法は効果的か。(20点)
(3)業務遂行能力	実施にあたってのスケジュールに無理がなく、確実にキャンペーンを管理運営できる内容となっているか。(20点)
	市との連携・協議がスムーズに行える体制が整っているか。(10点)
(4)見積額	キャンペーン実施の成果が期待できる事業費の配分になっているか。(10点)
(5)実績	過去に同様の委託事業を実施した実績があり、本事業で必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか。(10点)

9 事業者の選定及び結果の通知

- (1) 上記8に沿って審査、採点し、提案評価第1位通過者を選定する。なお、審査は非公開とする。
- (2) 選定終了後、選定結果を全ての企画提案者に通知する。
- (3) 提案評価第1位通過者に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は前記3の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、提案評価第2位に選定された事業者と交渉を行う。
- (4) 企画提案者が1事業者のみの場合でも、審査において最高総得点の6割以上を獲得した場合には、受託候補者とする。

10 業務委託契約

- (1) 委託内容
詳細については、契約締結交渉の際に仕様書の調整を行い確定する。
- (2) 契約方法
随意契約
- (3) 契約の締結

当該業務に係る委託料は、予算の範囲内で定めた額「5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）」を上限とする。

(4) 契約保証金

要する。ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) 委託料の支払条件

本業務の完了検査後、請求に基づき支払う。

1.1 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 前記3の要件を満たさなくなった者

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

※提出書類に虚偽を記載し、提案公募が無効となった場合は、その者に対し指名停止措置を行うことがある。

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 見積書の見積額（税込価格）が前記10(3)の提案上限額を超えている場合

1.2 提案公募の中止等

高松市がやむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、企画提案への参加者が損害を受けることがあっても、高松市はその責を負わない。

1.3 不当要求行為の排除対策

高松市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。

※ 契約監理課ホームページ (<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/19836.html>)

1.4 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

1.5 周知事項

(1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事

務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができる（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@iaa.itkeeper.ne.jp 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している

(<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/20499.html>)。

- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表している。

契約監理課ホームページ

(http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/file/18588_L57_20130129simeiteisi_unnyoukjyun.pdf)

1.6 留意事項

- (1) 参加表明書及び提出物の制作・提出に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び提出物に虚偽の記載を行った場合は、当該表明及び提案を無効とする。
- (3) 参加表明書及び提出物は返却しない。
- (4) 提出された参加表明書及び提出物は、委託先の選定以外に無断で使用しないものとする。
- (5) 提出物のうち、特定されたものは、特定後一定の間、評価結果とともに公開することがある。なお、選定されなかった企画提案書についても公開することがある。非公開を求める場合はその旨を企画提案書に記載すること。この場合、企画提案書は公開しないが、「非公開を希望した旨」を公開する。ただし、公正性、透明性、客観性を期する必要がある場合は、この限りではない。
- (6) 企画提案書作成のために高松市観光交流課から受領した資料は、了解なく公表・使用することはできない。
- (7) 仕様書については、内容を逸脱しない範囲で、事業実施までに、特定された企画提案書に応じた仕様書へと変更することがある。